

第 24 号議案

件 名	埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
提 案 理 由	学校教育における情報通信技術の活用を推進等するため、埼玉県教育局組織規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。
概 要	<p>1 現行規則の内容</p> <p>埼玉県教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、事務局の組織、所掌事務、職制等に関し、必要な事項を定めるもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 県立学校部に「ICT教育推進課」を新設する。</p> <p>(2) ICT教育推進課の所掌事務を以下のとおりとする。</p> <p>ア 学校教育における情報通信技術の活用の推進に関すること。</p> <p>イ 学校における情報通信技術に係る事務に関すること。</p> <p>ウ 学校教育情報化推進計画の策定及び進行管理に関すること。</p> <p>(3) 県立学校部参事兼市町村支援部参事の廃職に伴い、特別支援教育課の所掌事務から「県立学校部参事兼市町村支援部参事の庶務に関すること。」を削る。</p> <p>(4) その他規定の整備</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>

(総務課)

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県立学校部の項中「魅力ある高校づくり課」の下に「、ICT教育推進課」を加える。

第八条第十二号中「及び魅力ある高校づくり課」を「、魅力ある高校づくり課及びICT教育推進課」に改める。

第九条中「事務（」の下に「ICT教育推進課、」を加え、第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の三 ICT教育推進課においては、次の事務を所掌する。

- 一 学校教育における情報通信技術の活用の推進に関する事。
- 二 学校における情報通信技術に係る事務に関する事。
- 三 学校教育情報化推進計画の策定及び進行管理に関する事。

第十一条中「県立学校人事課」の下に「及びICT教育推進課」を加え、第十二号を削る。

第十三条中「事務（」の下に「ICT教育推進課、」を加える。

第二十一条第二項の表中

「
高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課
」

を

「
高校教育指導課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課
」

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

改正案

埼玉県教育局組織規則

第一条・第二条 (略)

(本局の部及び課)

第三条 本局に、次の表の上欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

部名	課名
(略)	(略)
県立学校部	県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課
(略)	(略)

第四条～第七条 (略)

(県立学校部各課の所掌事務)

第八条 県立学校人事課においては、次の事務(教職員採用課において所掌するものを除く。)を所掌する。

一～十一 (略)

十二 県立学校部副部長(県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課及びICT教育推進課を所管する副部長に限る。)の庶務に關すること。

十三 (略)

第九条 高校教育指導課においては、次の事務(ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課及び人権教育課において所掌するものを除く。)を所掌する。

一～十 (略)

(削る。)

現行

埼玉県教育局組織規則

第一条・第二条 (略)

(本局の部及び課)

第三条 本局に、次の表の上欄に掲げる部を置き、これらの部に、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

部名	課名
(略)	(略)
県立学校部	県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課
(略)	(略)

第四条～第七条 (略)

(県立学校部各課の所掌事務)

第八条 県立学校人事課においては、次の事務(教職員採用課において所掌するものを除く。)を所掌する。

一～十一 (略)

十二 県立学校部副部長(県立学校人事課、高校教育指導課及び魅力ある高校づくり課を所管する副部長に限る。)の庶務に關すること。

十三 (略)

第九条 高校教育指導課においては、次の事務(保健体育課、特別支援教育課及び人権教育課において所掌するものを除く。)を所掌する。

一～十 (略)

十一 県立学校の情報通信技術に係る事務に關すること。

十一 (略)

第九条の二 (略)

第九条の三 ICT教育推進課においては、次の事務を所掌する。

- 一 学校教育における情報通信技術の活用に関すること。
- 二 学校における情報通信技術に係る事務に関すること。
- 三 学校教育情報化推進計画の策定及び進行管理に関すること。

第九条の四・第十条 (略)

第十一条 特別支援教育課においては、次の事務(県立学校人事課及びICT教育推進課において所掌するものを除く。)を所掌する。

- 一 一〇八 (略)
- (削る。)

第十二条 (略)

第十三条 義務教育指導課においては、次の事務(ICT教育推進課、保健体育課、特別支援教育課及び人権教育課において所掌するものを除く。)を所掌する。

- 一 一〇八 (略)

第十三条の二 第二十条 (略)

(本局の副教育長等)

第二十一条 (略)

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織 (略)	職 (略)	職務 (略)
-----------	----------	-----------

十二 (略)

第九条の二 (略)

(新設)

第九条の三・第十条 (略)

第十一条 特別支援教育課においては、次の事務(県立学校人事課において所掌するものを除く。)を所掌する。

- 一 一〇八 (略)
- 十二 県立学校部参事兼市町村支援部参事の庶務に関すること。

第十二条 (略)

第十三条 義務教育指導課においては、次の事務(保健体育課、特別支援教育課及び人権教育課において所掌するものを除く。)を所掌する。

- 一 一〇八 (略)

第十三条の二 第二十条 (略)

(本局の副教育長等)

第二十一条 (略)

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織 (略)	職 (略)	職務 (略)
-----------	----------	-----------

第二十二條～第二十五條 (略)

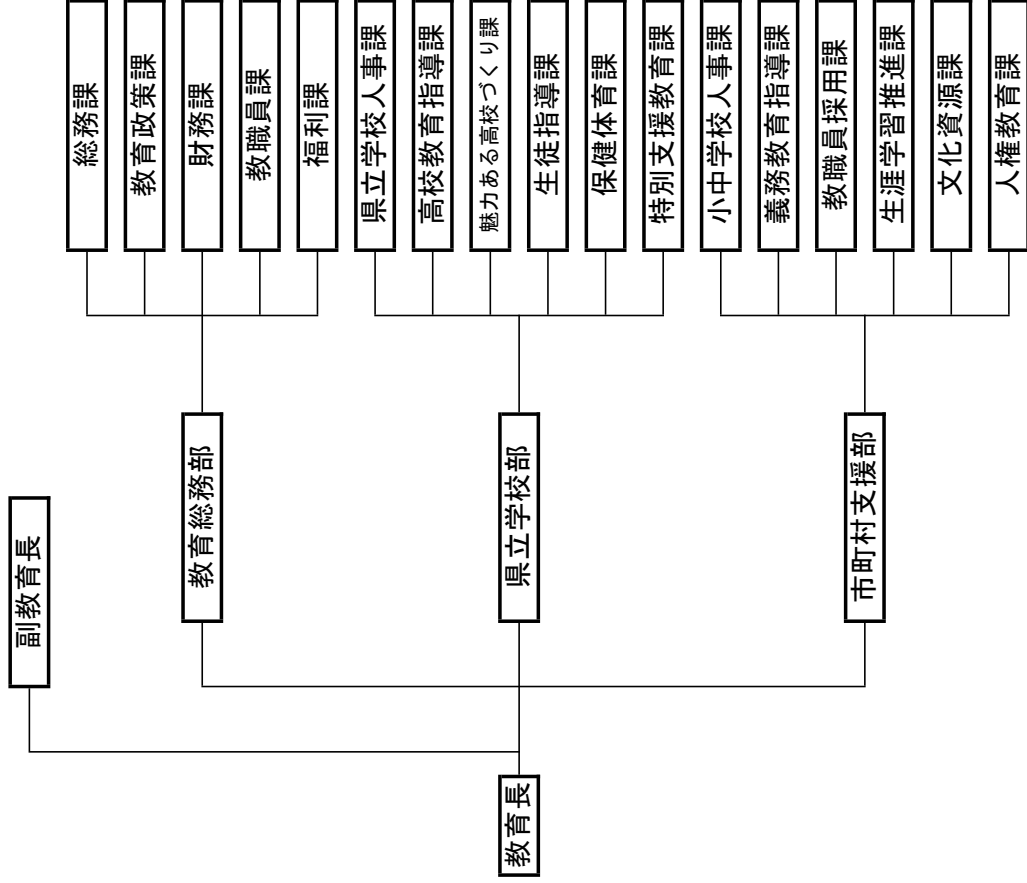
(略)	(略)	(略)	高校教育指導課、I C T教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課	主席指導 主事 主任指導 主事	上司の命を受け、指導主事が行う事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。 上司の命を受け、指導主事の事務で相当高度の知識、経験等が必要とする困難なものに従事する。
-----	-----	-----	---	--------------------------	---

第二十二條～第二十五條 (略)

(略)	(略)	(略)	高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習推進課、文化資源課及び人権教育課	主席指導 主事 主任指導 主事	上司の命を受け、指導主事が行う事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。 上司の命を受け、指導主事の事務で相当高度の知識、経験等が必要とする困難なものに従事する。
-----	-----	-----	--	--------------------------	---

組織改正の概要

【現行（～R3.3.31）】



【改正後（R3.4.1～）】

